

## 基本計画（補助金）見直しの方針への意見

経済産業省

2017. 9. 29

1. 行政手続きコスト「20%削減」に向けて

- 当省の基本計画においては、2019年度までに行政手続きコスト「20%削減」を既に記載済みであり、達成に向けた取組はしっかりと行っていく。
- 一方で、全省的に目標を達成するためには、各省横断的なシステム開発の検討など、行政手続部会（規制改革推進室）が中心となって、議論を進めることが効果的・効率的ではないか。
- 例えば、委託事業については、G E P S という各省が使える電子申請システムがあるが、補助金については同じようなシステムがない。
- 補助金手続きの電子化のためには、このようなシステムの開発が不可欠（※）であるが、その開発は各省庁にまたがる話しであり、また、会計検査等との関係も各省横断的に整理する必要があるため、行政手続部会において議論を進めることが重要。
- なお、当省においては法人番号を活用した法人情報の公開サイト（法人インフォメーション）を運用しており、当該システムと連携すれば、行政手続の申請等における法人基本情報の入力を省略化することができる。当省としても法人インフォメーションの活用等をとおして、行政手続部会の取組に協力してまいりたい。

（※）事業者から電子データで補助金の申請を受けても、行政側が紙媒体で起案等の内部手続きをすると、印刷等の追加の業務が発生し、行政側も含めた全体のコストは削減できないこととなる。このため、行政側の手続きの電子化を併せて進めることが重要。そのためには補助金においてもG E P Sのような電子起案等も可能なシステムの開発が必要。

2. 交付申請以後の手続きの簡素化（書類保存負担の軽減、検査対応時間の合理化など）等について

- 書類保存負担の軽減や確定検査対応時間の合理化等は会計検査院との調整が必要。まずは、会計検査院とどのような書類が最低限必要か整理することが重要。
- そのためには、各省横断的な整理となるため、行政手続部会において議論を進めていただくことが効果的・効率的。
- また、交付申請以後の手続きは、補助金適化法の対象となり、また、会計検査等の対象にもなるため、正式な申請であることの担保（電子証明）等が求められる。
- これらを可能とするためには、1. と同様に電子システムが必要になるため、各省横断的な取組として、行政手続部会で議論を進めていただきたい。

3. その他

- 当省としては、2019年度までに行政手続きコスト「20%削減」に向けて、様々な先行事例に取り組んでいる。これらの取組を緩めるつもりはない。行政手続部会においては、各省にまたがる上記 1. と 2. の達成に向けてリソースを集中した方が良いのではないか。